

学校だより **みんな えがおの** No. 12

# 兵庫っ子



坂井市立兵庫小学校  
令和3年6月23日

## 通知表発行回数の変更について

昨日、通知表「あゆみ」の発行回数・時期の変更についてのおたよりを出させていただきました。今年度より坂井市内の小学校で通知表の発行を年2回とするということで大変驚かれた方もいらっしゃると思います。学校だよりでも再度説明させていただきます。



## 新しい評価の点から

小学校では、昨年度から新しい学習指導要領による教育課程が実施されています。(中学校は今年度からです。)新しい学習指導要領になって、5・6年の外国語が正式に教科となり、道徳が「特別な教科」として文章による評価が行われるようになったり、プログラミング教育が各教科の中に導入されたりしたことは、既にご承知のことと思います。

この学習指導要領によって、学習の評価を「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行うように改正されました。3つめの「主体的に学習に取り組む態度」では、特に子どもたちが「粘り強く学習に取り組む」ことや「自らの学習を調整しようとする」ことが求められています。もちろんただ評価するだけでなく、そのような学習が行われるような指導・支援を行い、それを評価し、改善して次の指導・支援を行って、子どもたちの変容を確認していかなければならないので、少なくとも数ヶ月の学習期間が必要です。

ところが、例えば3学期は実質的には約2ヶ月間の学習期間しかありません。昨年度で言えば休校開けの6月、



7月だけで1学期の学習の評価をすることと同じ状況となります。昨年度新しい評価の考え方で学習の評価を行いました、これはとても難しいと言わざるを得ません。

## 学期末の子どもたちの過重負担解消



もう1点の大きな理由としては、学期末の子どもたちへの過重負担を解消するということがあります。

先ほどの3観点のうち「知識・技能」「思考・判断・表現」の評価には、いわゆるペーパーテストも大切な資料になります。7月後半に通知表を発行するためには、7月上旬にはテストを終える必要があります。特に教科の数が多く、学習内容が難しくなる高学年では、授業の進度をあまり早くするわけにはいかず、7月上旬に単元テストやまとめのテストが集中して、1日に何枚もテストをやらざるを得ない状態になります。

しかし通知表の発行を7月から9月末～10月上旬に移すことで、1学期の学習範囲を7月上旬までではなく、夏休みに入るまでに行えばよいことになるので、1学期のまとめや復習にゆとりをもって丁寧に取り組むことが可能になります。これは12月も同様です。

以上、昨日の文書には盛り込めなかった部分も含めて、説明させていただきました。



通知表の発行を3回から2回に減らすことで、保護者の皆様にお子さんの学習・生活の様子を適切にお知らせできなくなることはあってはならないことです。7月保護者会(面談)、10月上旬通知表(文書)、12月保護者会(面談)、3月通知表(文書)とすることで、おおむね1年間にバランスよくお伝えすることができると考えています。また、希望する保護者の方には通知表発行時にも面談を行いますので、お気軽に担任までお申し出ください。(もちろん、通知表発行時でなくても、気がかりなことがある場合には遠慮なくご相談ください。)

7月1日に授業参観を行いますので、通知表について直接説明してほしいという方は、是非校長室へおいでください。